

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2.1 生活環境影響調査の対象とする事業

生活環境影響調査の対象とする事業は以下のとおりとする。

- ①熱回収施設及びリサイクルセンターの建設工事
- ②熱回収施設及びリサイクルセンターの存在、供用

2.2 生活環境影響調査の対象とした環境要素

事業計画の内容から想定される環境影響要因と周辺の地域特性等から、生活環境影響調査の対象とすべき要素は表 2.2-1 のように抽出される。

選定した環境要素は、「大気質」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「悪臭」、「水象」、「水質汚濁」、「底質」、「地下水」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」及び「文化財」である。

表 2.2-1 環境影響要因と環境要素の関連

環境要素		影響要因	工事の実施			施設の存在及び供用			想定される環境影響の内容
			1 建設工事	2 建設機械の稼働	3 資材運搬車両等の走行	4 廃棄物処理施設の稼働	5 関係車両の走行	6 施設の存在	
大気環境	気象	特異な気象等							調査対象外
		局地気象							
		日照阻害							
	大気質	二氧化硫黄				○			〔施設の稼働〕 煙突排ガス
		窒素酸化物		○	○	○	○		〔建設機械の稼働〕 〔資材運搬車両等の走行〕 排ガス
		浮遊粒子状物質		○	○	○	○		〔施設の稼働〕 煙突排ガス 〔関係車両の走行〕 排ガス
		粉じん	○	○	○	○			〔建設工事〕 〔建設機械の稼働〕 〔資材運搬車両等の走行〕 〔施設の稼働〕
		有害物質				○			〔施設の稼働〕 煙突排ガス
	騒音		○	○	○	○		〔建設機械の稼働〕 〔資材運搬車両等の走行〕	
	振動		○	○	○	○		〔施設の稼働〕 〔関係車両の走行〕	
低周波音					○		〔施設の稼働〕		
悪臭					○		〔施設の稼働〕		
電波障害								調査対象外	
水環境	水象	流向・流速・流量	○						〔建設工事〕 敷地の造成
	水質汚濁	水の濁り	○						〔建設工事〕 濁水の流出
		水の汚れ				○			〔施設の稼働〕 雨水排出
	底質	水底の泥土	○						〔建設工事〕 濁水の流出
		底質の汚れ				○			〔施設の稼働〕 雨水排出
	地下水	水位・流れ	○						〔建設工事〕 地下水位の低下
水質							○	〔施設の稼働〕 雨水の浸透	
土壌環境	地形および地質	重要な地形および地質							調査対象外
	地盤	安定性	○						〔建設工事〕 地盤の安定性
		地盤沈下							調査対象外
	土壌汚染				○			〔施設の稼働〕 煙突排ガス	
生物・自然環境	動物		○					〔建設工事〕 敷地の造成	
	植物		○						
	生態系		○						
自然との触れ合い	景観						○	〔施設の存在〕	
	人と自然との触れ合い活動の場			○		○	○	〔資材運搬車両等の走行〕 〔関係車両の走行〕 〔施設の存在〕	
環境負荷	廃棄物等	廃棄物	○			○		〔建設工事〕 敷地の造成 〔施設の稼働〕	
		残土	○					〔建設工事〕 敷地の造成	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○	○	〔建設工事〕 〔建設機械の稼働〕 〔資材運搬車両等の走行〕 〔施設の稼働〕 〔関係車両の走行〕	
		オゾン層破壊物質							調査対象外
歴史的遺産	文化財		○					〔建設工事〕 敷地の造成	
	伝承文化							調査対象外	

2.3 生活環境影響調査の対象としなかった環境要素

「気象」、「電波障害」、「地形および地質」、「伝承文化」は、表 2.3-1 に示す理由により、周辺環境に与える影響がほとんどないものと考えられることから、生活環境影響調査の対象とすべき要素として選定しない。

表 2.3-1 選定しない環境要素およびその理由

環境要素の区分	選定しない理由
気 象	本事業では、特異気象・局地気象（風害）または日照障害を発生させる土地の形質の変更、構造物は設置しないため、評価項目として選定しない。
電波障害	本事業では周辺地域に電波障害を及ぼす土地の形質の変更、構造物は設置しないため、評価項目として選定しない。
地形および地質	事業予定地周辺には、特筆すべき地形・地質はないことから、評価項目として選定しない。
地 盤 (地盤沈下)	本事業では、地下水の揚水は計画していないため、評価項目として選定しない。
温室効果ガス等 (オゾン層破壊物質)	本事業では、オゾン層を破壊する物質（フロン）は発生しない。
伝承文化	事業予定地周辺には、伝承文化にかかわる祭りや行事は存在しない。

2.4 生活環境影響調査実施計画書からの変更点

生活環境影響調査を実施するにあたり、地元住民等との合意形成のプロセスを円滑に進めるため、「新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査実施計画書（案）」（平成23年12月）を策定し、その内容について大篠原地区自治会、関係機関等に説明機会を設けるなどの手続をとることとした。

その過程において、当初は地下水（水質）について、汚水等の地下浸透は計画していないため、評価項目として選定しないこととしていたが、地元住民の地下水に対する意見や問題意識、他施設での事例などを事業者として総合的に検討した結果、施設の存在による雨水の浸透について環境影響要因としてとらえ、地下水（水質）を生活環境影響調査の対象とすべき環境要素に追加した。